

令和4年6月1日開催

第27回選挙管理委員会会議録

新潟市西区選挙管理委員会

第 27 回 新潟市西区選挙管理委員会日程

第 1 開会の宣言

第 2 付議事項

議案第 19 号 選挙人名簿の登録及び抹消等について

議案第 20 号 在外選挙人名簿の登録について

議案第 21 号 在外選挙人名簿の抹消について

議案第 22 号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和 3 年度分）
の公表について

議案第 23 号 選挙人名簿登録の移替え延期について

議案第 24 号 不在者投票事務の取り扱う場所について

議案第 25 号 ポスター掲示場の設置場所について

議案第 26 号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について

議案第 27 号 期日前投票所の設置について

議案第 28 号 投票の順序について

議案第 29 号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

議案第 30 号 開票の場所及び日時について

第 3 閉会の宣言

第 27 回 新潟市西区選挙管理委員会会議録

開催日時 令和 4 年 6 月 1 日 午前 9 時 00 分

開催場所 新潟市西区役所 4 階 401 会議室

出席委員（4 人） 委員長 神部 昭 職務代理者 今井 浩
委員 高井 琢平 委員 村尾 弘子

出席職員（4 人） 局長 加藤 正樹 局長代理 小布施 睦
主幹 五十嵐 宏二 主査 平賀 恵一

付議事項

| 付議事項 | 説明 | 質疑、意見・応答 及び審議の結果 |
|--|---|------------------------------------|
| 議案第 19 号 選挙人名簿の登録及び抹消等について | 6 月 1 日の定時登録において、選挙人名簿に基準日現在で登録要件を満たした者の登録及び抹消事由に該当になった者の抹消を行うもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 20 号 在外選挙人名簿の登録について | 在外選挙人名簿に登録する事由が生じた者を登録するもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 21 号 在外選挙人名簿の抹消について | 在外選挙人名簿から抹消する事由が生じた者を抹消するもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 22 号 選挙人名簿抄本及び在外選挙人名簿抄本の閲覧状況（令和 3 年度分）の公表について | | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 23 号 選挙人名簿登録の移替え延期について | 公職選挙法施行令第 17 条第 1 号により規定されている、登録の移替えを行わない期間を令和 4 年 6 月 4 日から 7 月 10 日までとするもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 24 号 不在者投票事務の取り扱う場所について | 参議院議員通常選挙における不在者投票事務を、西区役所、西出張所及び黒崎出張所の 3 箇所で行うことを定めるもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |
| 議案第 25 号 ポスター掲示場の設置場所について | 公職選挙法第 144 条の 2 第 1 項に基づき、参議院新潟県選出議員選挙のポスター掲示場を定めるもの。 | （審議結果） 全委員異議がなかったため、原案のとおり決定した。 |

| 付議事項 | 説明 | 質疑、意見・応答 及び審議の結果 |
|--|---|--|
| 議案第 26 号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について | 公職選挙法第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項に基づき、参議院議員通常選挙における在外選挙人が期日前投票所を行う期日前投票所を西区役所に設けるもの。 | (審議結果) 全委員異議がなかったため、 原案のとおり決定した。 |
| 議案第 27 号 期日前投票所の設置について | 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法第 39 条に基づき、参議院議員通常選挙における期日前投票所を、西区役所、西出張所及び黒崎出張所の 3 箇所に設けるもの。 | (審議結果) 全委員異議がなかったため、 原案のとおり決定した。 |
| 議案第 28 号 投票の順序について | 参議院新潟県選出議員選挙および参議院比例代表選出議員選挙の各投票所における投票の順序を定めるもの。 | (審議結果) 全委員異議がなかったため、 原案のとおり決定した。 |
| 議案第 29 号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について | 参議院議員通常選挙における、投票所、期日前投票所及び不在者投票所における候補者の氏名等の掲示をする順序は各市区町村の選挙管理委員会がくじにより定めることとなっていることから、7 月 4 日の選挙管理委員会において、委員参集のうえ、午後 5 時 30 分から西区役所対策室でくじを行うこととするもの。 | (審議結果) 全委員異議がなかったため、 原案のとおり決定した。 |
| 議案第 30 号 開票の場所及び日時について | 開票の場所を新潟市西総合スポーツセンターとし、日時を令和 4 年 7 月 10 日午後 9 時とするもの。 | (審議結果) 全委員異議がなかったため、 原案のとおり決定した。 |

閉会時刻 午前 9 時 30 分